

# 低公害車普及促進等対策費補助金実施要領

平成22年2月1日 国自総第441号

## 第1 趣旨

低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）及び環境対応車普及促進対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）（以下「補助金」という。ただし第3までのものに限る。）を交付して環境対応車普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、環境性能に優れた自動車の購入に対する補助等の事業を行うことにより、環境対応車の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 業務内容

基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）は、補助金により造成された基金を活用して、国土交通大臣が定める事業者に対する委託により本実施要領第4に定める環境対応車普及促進事業（以下「第4の事業」という。）を実施するものとする。

### 1. 基金の造成

基金は、低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。

### 2. 基金の管理・運用方法

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

①基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。

②基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、第4の事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに第4の事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

- (3) 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、国土交通大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

### 3. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、第4の事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。

### 4. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

### 5. 基金管理の終了等

- (1) 基金事業を行う期間は、第4の事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。
- (2) 国土交通大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。
  - ① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - ② 基金設置法人が、基金をこの実施要領に規定する以外の用途に使用した場合
  - ③ 基金設置法人が、基金の運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
  - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 国土交通大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、国土交通大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金の解散後において、第4の事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

### 6. 基金の経理等

- (1) 基金設置法人は、基金経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

(2) 基金設置法人は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

## 7. 基金の検査等

(1) 国土交通大臣は、基金及び第4の事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

## 8. 基金設置法人に係る重要な変更の報告

基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は第4の事業の指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は第4の事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、国土交通大臣に報告しなければならない。

## 第3 基金設置法人による第4の事業の指導監督

基金設置法人は、第4の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督を行うものとする。

### 1. 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告

基金設置法人は、本実施要領の第4(5)④による受託事業者からの報告を受けるほか、第4の事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に国土交通大臣に報告するものとする。

### 2. 受託事業者の指導

基金設置法人は、第4の事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、国土交通大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、受託事業者に対し必要な改善を指導するものとする。

## 第4 環境対応車普及促進事業（基金の活用による委託事業）

基金設置法人は、基金を用いて、自動車運送事業者（リース事業者を含む。以下「補助事業者」という。）が行う環境性能に優れた事業用自動車の購入に対する助成金（以下「補助金」という。）の交付等の事業について、国土交通大臣が定める事業者（以下「受託事業者」という。）に対し、委託契約により実施するものとする。また、基金設置法人は、委託契約の内容について、事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。

### (1) 事業に要する費用の金額

- ① 基金設置法人は、事業に要する費用のうち、基金を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）について基金の範囲内で受託事業者と委託契約を締結する。
- ② 委託費用の区分は別表1のとおりとする。

### (2) 補助対象車両及び補助金の交付額

補助対象車両及び補助金の交付額は、別表2に定めるほか、(3)により規定される交付規程によるものとする。

### (3) 交付規程の承認

- ① 受託事業者は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、国土交通大臣及び基金設置法人の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- ② 交付規程は以下の事項を記載するものとする。
  - 一 交付対象要件の定義及び補助金の額
  - 二 交付申請及び実績報告
  - 三 交付の決定及び補助金の額の確定等
  - 四 申請の取下げ
  - 五 計画変更の承認等
  - 六 補助金の支払
  - 七 交付決定の取消し等
  - 八 環境対応車の管理等
  - 九 受託事業者による調査
  - 十 セキュリティ対策
  - 十一 その他必要な事項

### (4) 事業の実施体制等

受託事業者は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を行わなければならない。

- ① 補助金交付の申請・進捗よく状況を管理するシステムの設計、構築及び運営

- ② 事業の周知徹底
- ③ 本事業に関する問い合わせ、意見等及び補助金交付の申請・進捗状況に関する問い合わせ・意見等への対応

(5) 指導監督等

- ① 国土交通大臣及び基金設置法人は、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- ② 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく国土交通大臣及び基金設置法人に報告を行う。
- ③ 国土交通大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとする。
- ④ 受託事業者は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を国土交通大臣及び基金設置法人に報告する。
  - 一 当該期間に新たに補助金交付決定された交付決定額及び累計交付決定額
  - 二 当該期間に新たに補助金交付決定された対象車種毎の交付決定台数及び累計交付決定台数
  - 三 当該期間に新たに受理した補助金交付申請額及び累計申請額
  - 四 当該期間に新たに受理した対象車種毎の補助金交付申請台数及び累計申請台数
  - 五 当該期間に補助事業者を支払われた金額及び累計支払金額
  - 六 事業の周知徹底の状況
  - 七 本事業に関する問い合わせ、意見等及び補助金交付の申請・進捗状況に関する問い合わせ・意見等の内容
  - 八 情報セキュリティの管理状況
  - 九 事務に要した費用及びその明細
  - 十 事業の実施を通じて抽出された課題
  - 十一 その他事業の実施に当たっての特記事項
- ⑤ 受託事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣及び基金設置法人に報告するものとする。

(5) 事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、委託費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

(6) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要するについては、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものと

することができる。

(7) その他

受託事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、国土交通大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

委託費用の区分

区 分	内 容
環境対応車普及促進事業費	環境対応車普及促進事業に要する経費
業務管理費	労務費、募集説明会費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、外注費

別表 2

補助対象車両及び補助金の額

	車齢 13 年超の経年車の 廃車を伴うもの	車齢 13 年超の経年車の 廃車を伴わないもの
軽自動車	12.5 万円	5 万円
登録車（車両総重量が 3.5t 以下のもの）	25 万円	10 万円
車両総重量が 3.5t 超のもの		
小型（3.5t クラス）	40 万円	20 万円
中型（8t クラス）	80 万円	40 万円
大型（12t クラス）	180 万円	90 万円

備考

- 1 車齢 13 年超の経年車の廃車を伴うものにあつては、平成 21 年 4 月 10 日から平成 22 年 9 月 30 日までに以下に掲げる車両又は備考 3 により交付規程に定める自動車を新規登録又は新車新規検査届出し、かつ経年車を使用済自動車として引取業者に引き渡すものを対象とする。
  - 一 車両総重量が 3.5t 以下のものにあつては、平成 22 年度燃費基準達成車
  - 二 車両総重量が 3.5t 超のものにあつては、平成 17 年排出ガス規制適合車
- 2 車齢 13 年超の経年車の廃車を伴わないものにあつては、平成 21 年 4 月 10 日から平成 22 年 9 月 30 日までに以下に掲げる車両又は備考 3 により交付規程に定める自動車を新規登録又は新車新規検査届出するものを対象とする。
  - 一 車両総重量が 3.5t 以下のものにあつては、平成 17 年排出ガス規制値 75%低減達成かつ平成 22 年度燃費基準値 15%以上達成車
  - 二 車両総重量が 3.5t 超のものにあつては、平成 17 年排出ガス規制値より NO<sub>x</sub> 又は PM10%以上低減達成かつ平成 27 年度燃費基準達成車
- 3 この他、補助金交付の要件等について交付規程に定めるものとする。